

奈良市社会的養育推進計画(案)の概要

1 計画改定の趣旨	令和4年の児童福祉法改正では、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するために、こども家庭センターの設置の努力義務や子どもの権利擁護に関する規定などの改正が定められました。こうした改正の内容等を踏まえつつ、本市は令和4年4月に児童相談所を開設し、家庭への養育支援から代替養育までを通じた社会的養育の体制整備に一貫して取り組んでおり、国の策定要領に基づき、児童相談所設置市として、子どもの最善の利益の実現を目指して、これまでの取組を見直すとともに、必要な事項を定めました。また、策定にあたっては、奈良県と共同で、児童にはアンケート調査及びインタビュー調査を、社会的養護経験者にはアンケート調査を実施しました。
2 計画策定の根拠	都道府県社会的養育推進計画策定要領(令和6年3月12日付こども家庭庁支援局長通知)
3 計画期間	令和7年度～令和11年度(5年間)
4 計画内容	以下の項目について、国の策定要領にもとづき、現状を分析し、今後の取組や見込、評価のための指標を掲載しました。

項目	主な記載内容	主な評価のための指標(整備すべき見込量)	現況値	目標値・推定値	
1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	<ul style="list-style-type: none"> 策定の経過と計画の趣旨 基本的考え方 策定懇話会の開催 当事者である子どもの意見聴取 PDCAサイクルの運用等 	—	—	—	
2 本市における社会的養育の現状	<ul style="list-style-type: none"> 本市の人口 代替養育を必要とする子どもの現状 代替養育の構成の推移 里親登録・委託の状況 	—	—	—	
3 本市の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	(1) 相談支援体制の整備に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭センター設置による相談支援体制の強化 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成等 	サポートプランを作成する数	令和6年10月1日時点 16件	令和11年度 80件
	(2) 家庭支援事業等の整備に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 家庭支援事業の利用実績と適切な運用等 	子育て短期支援事業を委託した里親・FHKファミリーホーム>の数	令和5年度 12件	令和11年度 17件
4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 特定妊婦の推移 助産施設制度と助産券による支援 妊婦等生活援助支援事業について 	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	—	令和7年度から 令和11年度までで 1カ所	
5 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み	<ul style="list-style-type: none"> 児童人口に占める代替養育を必要とする子どもの割合に基づく各年度における見込み数、年齢別児童の推計 	—	令和5年度 (各月初日在籍者平均人数) 3歳未満 8人 3歳以上就学前 10人 学童期以降 66人	令和11年度 3歳未満 11人 3歳以上就学前 13人 学童期以降 101人	
6 当事者である子どもの権利擁護の取組 (意見聴取・意見表明等支援等)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの意見聴取等措置の状況 「子どもの意見表明等支援事業」の実施 一時保護所等への意見表明等支援員の派遣等 アンケート調査及びインタビュー調査の概要 	意見表明等支援事業に対する子どもの認知度	令和6年度 50%	令和11年度 100%	
7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	(1) 家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づくケースマネジメントについて	<ul style="list-style-type: none"> 里親・FHKファミリーホーム>、乳児院、児童養護施設の平均措置期間 家族との交流の促進等 	里親委託中・施設入所中児童の家族交流(家族・親族との手紙・面会・外出等)の割合	令和6年9月1日時点 74%	令和11年度 85%
	(2) 親子関係再構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ペアレント・プログラム(家族再統合事業)の実績 親子関係再構築支援員の配置等 	保護者支援プログラム等に関するライセンス取得する研修を受講した職員数	令和6年度 1人	令和11年度 5人
	(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 特別養子縁組の成立件数の実績と今後の方向性等 	児童相談所を通じた特別養子縁組成立数	令和5年度 0件	令和7年度から 令和11年度までで 2件以上
8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 里親等委託率の見込み 里親担当チームによるフォスタリング 里親制度の普及促進、里親研修、里親家庭の訪問支援 	里親等委託率	令和6年9月1日時点 3歳未満 22.2% 3歳以上就学前 22.2% 学童期以降 32.7%	令和11年度 3歳未満 81.8%以上 3歳以上就学前 75%以上 学童期以降 50.6%以上	
9 一時保護改革に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利に関する啓発、子どもへの意見聴取、フィードバックの適切な実施 一時保護(委託)児童の通学支援の継続実施 一時保護所における第三者評価の継続受審 	一時保護(委託)児童の通学の割合	令和5年度 31.6%	令和11年度 50%	
10 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設で養育が必要なこども数の見込み 母子生活支援施設の設置状況等 	妊産婦等生活援助事業の実施施設の内、母子生活支援施設を活用したケース	—	令和7年度から 令和11年度までで 2件以上	
11 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 児童自立生活援助事業の実施状況等 社会的養護自立支援事業の実績と社会的養護経験者等を支援する拠点の設置 社会的養護経験者への自立に向けた支援体制の整備 	社会的養護自立支援拠点事業整備箇所	—	令和7年度から 令和11年度までで 1カ所	
12 児童相談所の強化等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 適正な職員数の配置、子どもセンター内研修等の充実 児童相談所における第三者評価の継続受審 	児童相談所部門の児童福祉司・児童心理司の配置人数	令和6年4月1日時点 児童福祉司 23人 児童心理司 11人	令和11年度 国の定める配置基準以上 国の定める配置基準以上	
13 障害児入所施設における支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害児入所施設への入所状況 施設のユニット化の状況 児童へのアンケート結果からの支援の方向性 	施設のユニット化(市内は整備済)	—	—	